

【(仮称)柏原市指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者に関する基準を定める条例(検討内容)】

区分	項目	分類	国基準の概要	市条例案	市条例案への考え方
	指定介護予防支援事業者の申請者	従	法人であること	省令どおり	
基本方針	基本方針	参	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならぬ。	省令どおり	
		参	サービス提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。	省令どおり	
		参	事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	省令どおり	
基人 準員	職員の配置基準	従	管理者は、常勤で、原則事務のものを配置しなければならない。 従業者は、必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を1以上置かなければならない。	省令どおり	
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	従	利用申込者又はその家族に、あらかじめ重要事項の説明を文書を交付した上で行い、同意を得なければならぬ。	省令どおり	
		参	上記の説明文書は、利用申込者等の承諾を得た上で、電磁的方法により提供することができる。	省令どおり	
	提供拒否の禁止	従	正当な理由無く介護予防支援の提供を拒んではならない。	省令どおり	
	サービス提供困難時の対応	参	適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者の紹介その他必要な措置を講じなければならない。	省令どおり	
	受給資格等の確認	参	被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認するものとする。	省令どおり	
	要支援認定の申請に係る援助	参	要支援認定を申請していない利用申込者に対し、速やかに申請が行われるよう援助を行わなければならない。	省令どおり	
	身分を証する書類の携行	参	介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、利用者等から求められた場合に提示するよう指導しなければならない。	省令どおり	
	利用料等の受領	参	利用料と介護予防サービス計画費との間に不合理な差が生じないようにならなければならない。	省令どおり	
	保険給付の請求のための証明書の交付	参	利用料の支払いを受けた場合は、額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を交付しなければならない。	省令どおり	
	指定介護予防支援の業務の委託	参	指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の事項を遵守しなければならない。 ①中立性及び公正性の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。 ②適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ③委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が從事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。 ④委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基準を遵守するよう措置させなければならないこと。	省令どおり	国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められない。
法定代理受領サービスに係る報告	法定代理受領サービスに係る報告	参	毎月、市町村(又は国保連)に、計画に法定代理受領サービスとして位置付けたものを報告しなければならない。(基準該当介護予防支援を含む。)	省令どおり	
		参	利用者からの申し出に応じて、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	省令どおり	
		参	利用者が不正な行為により保険給付を受けたとき等は遅滞無く市町村へ通知しなければならない。	省令どおり	
利用者に対するサービス計画等の書類の交付	利用者に対するサービス計画等の書類の交付	参	管理者は従業者及び業務を一元的に管理しなければならない。	省令どおり	
		参	管理者は従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。	省令どおり	
利用者に関する市町村への通知	利用者に関する市町村への通知	参	事業の目的・運営の方針など運営に関する重要な事項などについて規程を定めておくものとする。	省令どおり	
		参	適切な介護予防支援を提供できるよう勤務体制を定めておかなければならぬ。	省令どおり	
		参	介護予防支援事業所に所属する担当職員によってサービス提供を行わなければならない。	省令どおり	
勤務体制の確保	勤務体制の確保	参	担当職員の資質の向上のため研修機会を確保しなければならない。	省令どおり	
		参	運営に必要な広さの区画と必要な設備及び備品等を備えなければならない。	省令どおり	
		参	担当職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行なわなければならない。	省令どおり	
設備及び備品等	設備及び備品等	参	運営規程の概要等利用申込者のサービスの選択に資する重要な事項を事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。	省令どおり	
		参	在籍中だけでなく退職後も正当な理由なく、業務上知りえた利用者・家族の秘密を漏らしてならない。	省令どおり	
従業者の健康管理	従業者の健康管理	従	利用者・家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならぬ。	省令どおり	
		参	広告は虚偽又は誇大なものであってはならない。	省令どおり	
秘密保持	秘密保持	従			
		参			
広告	参				

区分	項目	分類	国基準の概要	市条例案	市条例案への考え方
運営基準	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	参	事業者・管理者は、特定のサービス事業者によるサービスを位置付ける指示等をしてはならない。	省令どおり	国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められない。
		参	利用者に特定の事業者等によるサービスを利用させる対償として、金品等の利益を收受してはならない。	省令どおり	
	苦情処理	参	介護予防支援又は計画に位置付けたサービス等に対する苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。	省令どおり	
		参	苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。	省令どおり	
		参	市町村や国民健康保険団体連合会が行う苦情に関する調査に協力するとともに、指導助言に従い改善を行うとともに、求めに応じて改善内容を報告しなければならない。	省令どおり	
	事故発生時の対応	従	利用者に介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・家族に連絡し必要な措置を講じ、その措置等を記録しなければならない。	省令どおり	
		従	賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。	省令どおり	
	会計の区分	参	事業所ごとに会計を区分するとともに、介護予防支援と他の事業の会計を区分しなければならない。	省令どおり	
	記録の整備	参	従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防支援の提供の記録等を整備し、その完結の日から2年間保存する。	【独自基準】 介護予防支援の記録等を整備し、当該記録等に係る介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援が完結した日から5年間保存する。	公法上の債権である介護給付費の消滅時効期限との整合性を図るため、事業者において関係書類を保存するよう規定するもの。
具体的な取扱方針	基本取扱方針	参	利用者の介護予防に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。	省令どおり	国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められない。
		参	介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。	省令どおり	
		参	自らの提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。	省令どおり	
	介護予防サービス計画の作成	参	サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に実現するため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容・利用料等の情報を正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。	省令どおり	
	アセスメント	参	介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握(アセスメント)しなければならない。 イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに人間関係及びコミュニケーション ニ 健康管理	省令どおり	
		参	アセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行なべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。	省令どおり	
		参	サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。(やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。)	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得え、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。	省令どおり	
		参	指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防サービス事業所において作成する必要のある計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」といふ。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。	省令どおり	
	介護予防サービス計画の実施	参	介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了したときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。	省令どおり	

区分	項目	分類	国基準の概要	市条例案	市条例案への考え方
具体的な取扱方針 運営基準	具体的な取扱方針 運営基準	参	<p>モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくとも3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防箇所介護事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、該箇所に面接ができない場合にあっては、電話等により利用者の連絡を実施すること。</p> <p>ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>	省令どおり	国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められない。
		参	<p>次に掲げる場合には、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。(やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。)</p> <p>イ 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画の変更にあたっても上記の手順で行うものとする。	省令どおり	
		参	適切な保健医療サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。	省令どおり	
		参	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。	省令どおり	
		参	利用者が医療系の介護予防サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めるなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画に医療系の介護予防サービスを位置付ける場合は、主治医等の指示がある場合に限るものとし、それ以外の介護予防サービス等を位置付ける場合は、当該介護予防サービス等に係る主治医等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行うものとする。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検討をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。	省令どおり	
		参	介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。	省令どおり	
		参	利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。	省令どおり	
		参	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。	省令どおり	
介護予防支援の提供に当たっての留意点	介護予防支援の提供に当たっての留意点	参	<p>介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>①単に運動機能や栄養状態等の特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>②利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>③具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。</p> <p>④利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできることの行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>⑤サービス担当者会議等を通して、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p> <p>⑥地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>⑦介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。</p> <p>⑧機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。</p>	省令どおり	国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められない。
		従・参	指定介護予防支援を準用する。	省令どおり	
基準に該当する介護予防支援	準用				

※従=従うべき基準、参=参酌すべき基準